

令和2年5月28日

学部生・大学院生の皆さんへ

大分県立看護科学大学長

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項について

4月7日に発令された政府の緊急事態宣言は、大分県では5月14日、首都圏などでも5月25日に解除されました。

本学でも6月1日から段階的に対面授業を開始することを決め、準備を始めました。皆さんの頑張りのおかげです。

一方で、経済活動が拡大されると、第2波、第3波の到来が危惧されます。さらに意識を高めて感染拡大防止に取り組むことが求められます。

そこで、改めて皆さんに注意喚起をします。本学は医療に携わる人材を育成する教育研究機関であり、今後、医療機関での実習が予定されている学年もあります。日々の生活に十分注意して毎日の生活を過ごしてください。そして、困ったことがあったら、一人で悩まずに気軽に相談してください。一緒に考えます。

また、学生支援緊急給付金等のメールは見落とさないようにしましょう。

- 従来から言われている「入念な手洗い」「咳エチケット」「人と距離をとる」など新しい生活様式を守り、体調管理にも留意してください。発熱や風邪症状などがある場合は、無理をせずに休み、外出や登校を控えてください。
- 自分の体調は、毎日検温し、継続的に記録してください。万一、微熱や風邪症状等で大学を休む時にも、体調管理表の記録により救済措置を講じます。
- 県をまたぐ移動は差し支えありませんが、出かけた場合は、7月20日までは、教務学生グループへの届け出(学部生:キャンパススクエアのアンケートより「**県外への移動届**」への回答、院生:グーグルフォームより「**県外への移動届**」)をお願いします。一部首都圏(東京、神奈川、千葉、埼玉)及び北海道への移動は、当面慎重に行ってください。
- 散歩、買い物、レストランや居酒屋等での飲食なども差し支えありませんが、その場合には「3つの密(換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での密接な会話)」が重ならないよう、十分注意してください。
- ※特に、ライブハウス・カラオケボックス・飲食店などで十分な感染拡大防止策がとられていない店舗への出入りは避けてください(アルバイトを含む)。

4年生は、間もなく、総合看護学実習が始まりますね。実習前2週間は行動確認を行います。その結果によっては、「実習を許可しない」こともあります。実習病院によっては、県外に出た場合には、その後の実習ができなくなることもありますので、注意してください。この期間はアルバイトも禁止です。皆さんの努力が活きて、実習が無事に終了することを願っています。頑張りましょう。